

郵便等投票の仕方について

まずは、送られてきた書類に不足がないか、必ず確認してください。
万が一、不足がありましたら、至急選挙管理委員会にご連絡ください。

手順1. 必要事項を外封筒の表面に記載します。

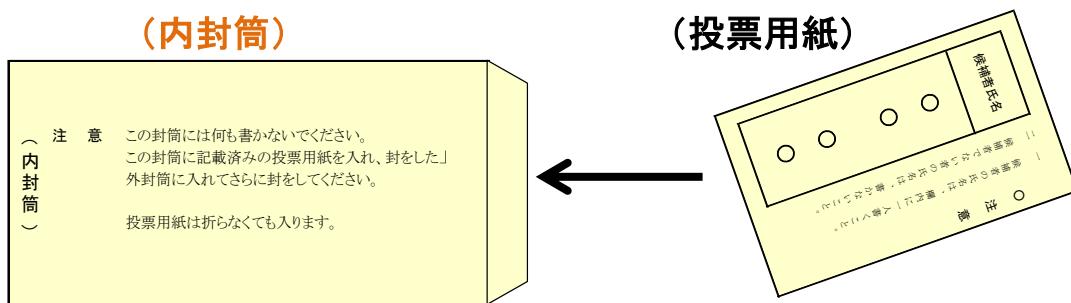
(外封筒)

郵便等による在外投票 (外封筒)	
①投票記載年月日	投票記載年月日 _____ 年 月 日
②投票記載場所(国名)	投票記載場所 _____ 国
③署名(サイン)	投票者氏名 選舉 太郎 署名 _____ 在外選挙人証の交付番号 1234567

●(小)選挙区選出議員選挙用、比例代表選出議員選挙用、それぞれに記載してください。

●ひとつでも記載漏れがあると、投票を受理できることになりますので、書き漏らしのないよう、確認しながら記載してください。

手順2. 記載した投票用紙は、1枚ごとに内封筒に入れて封をします。



注意：必ず、投票用紙と同じ色の内封筒に入れてください。

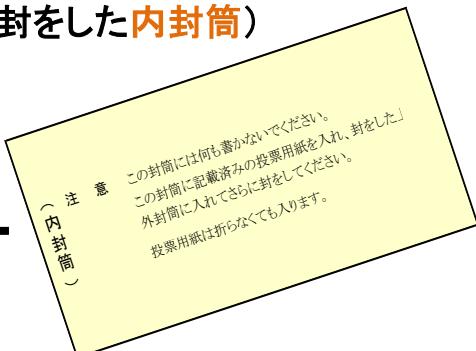
内封筒には、何も記載しないでください。

手順3. 投票用紙を入れて封をした内封筒(手順2)を 必要事項を記載した外封筒(手順1)に入れて封をする。

(必要事項を記載した外封筒)

郵便等による在外投票 (外封筒)	
投票記載年月日	×年 ×月 ×日
投票記載場所	△ △ 国
投票者氏名	選挙 太郎
署名	O O O O
在外選挙人証の交付番号 1234567	

(投票用紙を入れ、
封をした内封筒)



注意: 必ず、同じ色の外封筒に入れてください。

いたたん閉じた封を開けますと無効になりますので、

十分お気をつけください。

手順4. 選挙管理委員会への送付

- 手順1～3を終えたら、あなたの在外選挙人証に記載されている選挙管理委員会へ送付してください。
- 投票日の投票所閉鎖時間までに届かなければ投票は受理されませんので、早めに郵送してください。

注意:『在外選挙人証』は、一緒に送らないでください。

ご自分で用意された封筒を用いて送付する場合は、
「在外投票在中」と明記してください。

以上で投票の手続きは終了です。

郵送された投票は、必要事項が記載され、かつ、投票日の投票所閉鎖時刻までに投票所に到達したものが正規の投票として取り扱われます。